



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月15日
第564号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

- 告示
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課) 1
- 公告
公共測量終了公告(監理課) 1
- 土木事務所公告
道路の位置の指定公告(湖東) 2

告示

滋賀県告示第382号

令和3年農林水産省告示第2144号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更に、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市甲南町杉谷字岩尾3775-139、3775-216、3775-217
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第2144号のとおり

滋賀県告示第383号

令和4年農林水産省告示第431号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更に、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市小脇町字栄2165-1、2172、2175、2179、2180、2183、2184-2、2185、字永2190、2204、2225、2226、字寿2230、2233、2238、2240、2248、2257、2274-1から2274-3まで、2278、2279、大森町字箱ヶ谷2248-2、2272-2、八日市清水二丁目2281、2284、2287-1、2288-1、2289-1、2291-1、2292-1、2293-1、2295-1、2297-1、2301-1、2305-1、2306-1、2307-1、2309-1、2310-1、2311-1、2311-2、2312、2316、2319
- 2 通知の内容の要旨 令和4年農林水産省告示第431号のとおり

公告

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年11月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 野洲市大篠原
- 作業の終了日 令和6年9月30日

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和6年11月15日

滋賀県湖東土木事務所長 野田 英男

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
米原市米原西73番2、77番の一部、78番の一部	33.78m	5.00m	令和6.11.5